

令和7年4月18日

## 令和7年 第8回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

議案第33号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第34号 在外選挙人名簿に登録する者について

#### 2 報告事項

報告事項2 市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

#### 2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和7年5月20日（火）午前10時00分～
- ・令和7年6月2日（月）午前10時00分～
- ・令和7年7月18日（金）午前10時00分～

議案第 33 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 4 月 18 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数  
89人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数  
153人
- 3 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり
- 4 抹消年月日  
令和 7 年 4 月 18 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 34 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 4 月 18 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数  
1 人
- 2 登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 登録年月日  
令和 7 年 4 月 18 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。



## 報告事項 2

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程（昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第2号）第14条第1項第4号の規定により、地方自治法第180条の2の規定に基づく協議を市長と行ったことについて、福岡市区選挙管理委員会規程第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（参考条文）

福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記及びその他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第180条の2の規定による協議
- (5) 自治法第180条の3の規定による協議
- (6) 自治法第180条の4第2項の規定による協議
- (7) 自治法第180条の7の規定による協議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。